

第七十四回 帝國議會院衆議院

昭和十四年三月二十一日(水曜日)午後一時	司法省民事局長 大森 洪太君
出席委員左ノ如シ	司書記官 森山武市郎君
委員長 牧野 賢男君	議員鹽川 正藏君
理事古島 義英君 理事伊藤 五郎君	議員野村 嘉六君
理事江原 三郎君 理事崎山 嗣朝君	議員森田重次郎君
出席政府委員左ノ如シ	議員池田 清秋君
三月二十日商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ	司書記官 森山武市郎君
出席委員左ノ如シ	委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ
内務參與官 中井 一夫君	議員鹽川 正藏君
司法政務次官 倉元 要一君	議員野村 嘉六君
司法參與官 濱野徹太郎君	議員池田 清秋君

議員服部 英明君 議員中野 治介君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

司法書士法中改正法律案（鹽川正藏君外  
一名提出）

司法書士法中改正法律案（中山福藏君外  
二名提出）

建築士法案（野村嘉六君外七名提出）

行政書士法案（中山福藏君外二名提出）

計理士法中改正法律案（中野治介君外二  
名提出）

検査計理士法案（森田重次郎君外三名提  
出）

辯護士法中改正法律案（池田清秋君外一  
名提出）

辯護士法中改正法律案（高橋義次君外七  
名提出）

辯護士法中改正法律案（服部英明君外一  
名提出）

公證人法中改正法律案（中野治介君提出）

刑事訴訟法中改正法律案（高橋義次君外  
六名提出）

商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律案  
(政府提出、貴族院送付)

○牧野委員長 只今ヨリ會議ヲ開キマス、  
商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律案  
ニ付テ審議ヲ致シマス、政府委員ノ説明ヲ

付テ審議ヲ致シマス、政府委員ノ説明ヲ  
付テ審議ヲ致シマス、政府委員ノ説明ヲ

求メマス

○倉元政府委員 商法ヲ引用スル條文ノ整  
理ニ關スル法律案ニ付テ、御説明ヲ申上げ

タイト存ジマス、本案提案ノ理由ニ付キマ  
シテハ、本會議ノ際其ノ概要ヲ申述ベタノ

デアリマスガ、去ル第七十三回帝國議會ニ  
於キマシテ御協贊ヲ得マシタ商法中改正

法律及ビ有限會社法ハ、何レモ昨年四月公  
布セラレマシテ、目下當局ニ於テ其ノ施行

ノ準備ヲ進メテ居ル次第デアリマス、然ル  
ニ商法ノ改正ハ御承知ノ如ク主トシテ總則

編及ビ會社編ニ關スルモノデアリマスガ、  
第三編商行爲以下ノ規定ニ付キマシテモ、

條數ノ變更等ノ改正ガ行ハレマシタ結果、  
從前ノ商法ノ規定ヲ引用シテ居リマス他ノ

法律ノ條文デ、從前ノ商法ノ規定ト之ニ該  
當スル改正後ノ規定トヲ置替ヘル必要ヲ生  
名提出)

ズルモノガ、多數アルノデアリマシテ、其  
ノ外有限會社法ノ制定ニ伴ヒ改正ヲ要スル

モノモアルノデアリマス、本案ハ斯様ナ法  
律ノ條文ニ付キマシテ、商法ノ改正及ビ有  
限會社法ノ制定ニ伴フ整理、即チ必要已ム  
ヲ得ザル限度ノ改正ヲ加ヘントスルモノデ

アリマス、尙ホ詳細ノ點ハ御質問ニ應ジ政  
府委員ヨリ御説明申上ゲルコトニ致シタイ

ト存ジマス、何卒御審議ノ上本案ノ通過ニ

御盡力アランコトヲ切望致ス次第デアリマ  
ス

○齋藤委員 議事ノ進行ニ付テ——前回繼  
續シテ居リマシタ刑事訴訟法ノ議案ハ、如  
何ニナリマスカ

タ案デアリマスルカラ、説明ヲ聽イテ、ソ

ドノ程度デ凡ソ切上ゲルカラ見マシテ、先  
ニ質疑ヲ打切ツタ非訴事件手續法中改正法

律案、ソレカラ裁判所構成法中改正法律案  
ト同時ニ採決致シタイト思ツテ居リマス、

其ノ後ニ刑事訴訟法中改正法律案ニ著手ス  
ルノデスガ、若シ此ノ採決スル案ガ本日ノ

本會議ニ上程出來ナイヤウナ模様デアレ  
バ、採決ヲ延シテ刑事訴訟法ニ移ルコトニ  
シマス

○松委員 今ノ刑事訴訟法デゴザイマス  
ガ、是ハ私共ノ方デハ院内總務ノ交渉會ノ  
交渉委員ノ方カラ交渉會ノ席上ニ持出シマ  
シテ、刑事訴訟法ハ若シ本日委員會ノ採決

終ヒマデノ法文全部トハ申シマセヌ、此ノ  
中デ特ニ吾々委員ガ承知シテ置クコトガ必  
要デアラウト思フヤウナ點ヲ、逐條審議的ニ  
吾々ノ納得スルヤウニ御説明ヲ賜ハルト云  
フコトガ、審議ヲ促進スル上ニ於テ必要デ  
ハナカラウカト思フノデアリマス、注意ス  
ベキ點ヲ特ニ簡單ナ時間デ宜シイカラ御説  
明ヲ願ヒタイ

○大森政府委員 御指圖ニ依リマシテ商法  
ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律案ニ付

テ特ニ御取計ヒヲ御願致シマス

○牧野委員長 今江原君ガ參リマス、江原  
君ガ專ラ其ノコトヲ扱ツテ居リマスカラ、  
來マシタ上デ決定致シマス——商法ヲ引用

スル條文ノ整理ニ關スル法律案、之ニ付テ  
只今政府委員ノ説明ガアリマシタガ、御質

問ガアレバ……

シテハ三ツノ方法ガ考ヘラレルダラウト思  
フノデアリマス、先ヅ其ノ第一ノ方法ハ此  
ノ儘抛ツテ置キマシテ何ニモシナイ、唯解  
釋ニ任セマシテ、商法ノ條文例ヘバ第十條  
ヲ引用シテ居リマスルケレドモ、此ノ第十  
條ハ新規定ノ第二十條ニ當ルモノト致シマ  
シテ、第十條ガ第二十條ノ意味デアルト云  
フコトヲ解釋上考ヘテ取計ラツテ行キマス、  
詰リ何ニモヤラナイノガ一ツノ方法デアル  
ト思ヒマス、是ハ最モ不親切ナヤリ方デア  
リマス、第一ノ方法ト致シマシテハ、他ノ  
法律デ引用シテ居リマスル限リニ於テハ、  
從來ノ規定ガ生キテ居ルモノト致シマシテ、  
唯法律ヲ一條文ヲ拘エマシテ、他ノ法律ニ引  
用スル限りニ於テハ從前ノ規定ニ依ルト云  
ツタ趣旨ノコトヲ掲ゲルノデアリマス、是  
ノ法律ハ何時マデモ存續スルト云フコトニ  
ハ簡單ニ濟ムノデアリマスケレドモ、他ノ  
ナリマスルト、法規ノ整備ト云フコトカラ  
申シマスルト、甚ダ望マシカラザルヤリ方  
デアリマス、第三ノ方法ハ、他ノ法律ニ引  
用シテ居リマスル一々ノ場合ニ當リマシテ、  
ソレヲ書葬替ヘルノデアリマシテ、實ニ  
ウルサイ勞作デアリマスケレドモ、ヤリ方  
トシテハ最モ親切ナモノデアラウト存ズル

ノデアリマス、ソレデ本案ハ右申シマシタ  
第三ノヤリ方ニ從ヒマシテ、必要ナル總テ  
ノ規定ヲ此處ニ置替ヘタ次第アリマス、  
其ノ置替ニ付キマシテモ三通リノ方法ガア  
ルノデアリマシテ、其ノ三通リノ方法ヲ此  
ノ案デハ併セ用ヒタノデアリマス、第一ノ  
方法ハ第何條、第何條トアリマスルノヲ、  
新規定ニ對應シマシテ全ク之ヲ新ニ置替ヘ  
マシテ、例ヘテ申シマスルト、第二條ノ中  
ノ第三十三條、即チ家畜保險法ノ第三十三  
條ヲ修正シタモノデアリマス、印刷物ノ第  
一頁ノ眞ン中ニアリマス、是ハ御覽ノ通り  
ニ條文ヲ總テ置替ヘマシテ、商法第何條、  
第何條ノ規定ハ云々、斯様ニ致シマシタ、  
第二ノ方法ハ、其ノ直グ次ノ條ニアリマス  
ルガ、ヤハリ「家畜保險法中左ノ通リ改正  
ス」其ノ中デアリマシテ、「第四十七條第二  
項ヲ削リ同條ニ左ノ二項ヲ加フ組合員ハ總  
會ニ於テ決議ニ對シ異議ヲ述べタルトキ又  
ハ正當ノ理由ナクシテ總會ニ出席スルコト  
ヲ拒マレタルトキニ限り又組合員ガ總會ニ  
出席セザル場合ニ於テハ自己ニ對スル總會  
ノ招集ノ手續ガ法令又ハ定款ノ規定ニ違反  
スルコトヲ理由トスルトキニ限り前項ノ訴  
ヲ提起スルコトヲ得」云々ト云フコト、是  
ハ唯條文ヲ置替ヘタダケデハナシニ、文字

デ明ニ示シタノデアリマス、是ハ御承知ノ株主總會ノ決議取消ノ訴ニ付テノ條文ヲ準用シテ居ルノデアリマスルガ、此處ニ掲ゲテノ現行規定ノ第百六十三條第一項デアリマス、ソレヲ新規定デハ削ツタノデアリマス、ソレデアリマスルカラ若シ新シイ條文ニ其ノ儘置替ヘマスルト、此ノ第百六十三條第二項ト云フモノハ無クナルノデアリマスルケレドモ、家畜保險法ニ關スル限りニ於キマシテハ、在來ノ第百六十三條第二項其ノモノヲ置イテ貰ヒタイト云フ希望デアリマシテ、ソレハ其ノ儘在來ノ規定通りニスル、實質ヲ在來ノ規定ト同ジウスルト云フ趣旨ニ於キマシテ、斯様ニ明文ヲ此處ニ掲ゲタ次第デアリマス、是ガ第一ノ方法デアリマシテ、斯様ナ第二ノ方法ヲ執リマシタ所ガ外ニ數箇所アリマス、ソレカラモウ一ツノヤリ方ハ、本案ノ印刷物ノ第五頁ニアリマスルガ、第五頁ノ終カラ四行目デアリマス、「第九條ニ依ル制限」ヲ「商法ニ規定スル制限」ニ改ム「斯様ニ致シマシタ、即チ第一ノ方法ニ從ヒマスルト、商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ト云フノヲ改メマスレバ、ヤハリ新規定シテ「第十條第一項中「商法第二百條ノ規定ニ依ル制限」ヲ「商法ニ規定スル制限」ニ改ム「斯様ニ致シマシタ、即チ第一ノ方法ニ從ヒマスルト、商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ト云フノヲ改メマスレバ、ヤハリ新規定

ノ條文ノ數ヲ掲ゲマシテ、商法第何條ノ規定ニ依ル制限ト致サナケレバナラナイノデアリマス、然ルニ此ノ商法第二百條ニ付テダケデアリマスルガ、斯様ニ抽象的ニ「商法ニ規定スル制限」ト書キマンタノハ、御承知ノ日本發送電株式會社法外數種ノ法律ニアルノデアリマシテ、ソレ等ノ法律ト權衡ヲ保チマシテ、即チ第二百條ニ關スル限り整理ノ形ヲ揃ヘテ行キマスルナラバ「商法ニ規定スル制限」斯様ニ抽象的ニ記載シナケレバナラナイノデアリマス、詰リ第一ノ方法ハ、條文ヲ正直ニ丁寧ニ其ノ儘置替ヘルコト、第二ノ方法ハ、之ニ變更ヲ加ヘテ其ノ變更ヲ加ヘタ部分ヲ明文デ掲ゲルコト、第三ハ、抽象的ニ商法ニ依ル制限云々トス様ニ書クコト、此ノ三通りヲ併セ用ヒタノデアリマシテ、而モ御覽ニナリマスル通リ、第一ノ方法、條文ノ數ヲ正直ニ其ノ儘置變ヘタモノガ大部分ヲ占メテ居ルノデ併用シタカト申シマスルト、先程申シマシリマス、何ガ故ニ第一第二第三ノ方法ヲ整ヘル爲デモアツタノデアリマス、斯様ニ又或モノニ付テハ權衡上法規整理ノ體裁ヲ致シマシテ三十八種ノ法律ニ付テ總テ實ハ克明ニ當リマシテ、漏レナキヲ期シタ。次第

デアリマス、而モ此ノ三十八種ノ法律ハソレゾレ所管省ガ達ツテ居リマシテ、各省總テ漏レナク打合セヲシタ次第デアリマス、シマスレバ、大變苦勞ヲ致シマシタ、併シス様ナ苦勞ハ當然爲スベキコトデアラウト思フノデアリマス、尙ホ先程申述ベマシタヤウニ、商法ノ條文ヲ引用致シテ居リマスルモノガ約六十種、其ノ中本案ニ依ツテ改正ヲ必要トシマスモノガ三十八種デアリマス、其ノ殘リノモノ即チ商法ノ條文ヲ引用致シテ居リマスルケレドモ、本案デ之ヲ改メル必要ナシトシテ手ヲ觸レマセヌデシタ、例ヘテ申シマスルト、商法ノ從前ノ規定ヲ引用シテ居リマスルケレドモ、其ノ問題ハ既ニ事濟ミデアリマシテ、將來決シテ適用ノ餘地ナキモノ、是等ハ之ヲ改メル必要ナシトシテ手ヲ觸レマセヌデシタ、例ヘテ申シマスト、日本通運株式會社法ノ第二十三條ニ、日本通運株式會社ヲ設立スルニ付キマシテ其ノ株式申込證ノ要件トシテ、在來ノ現行商法ノ規定ヲ準用致シテ居リマス、併シ御承知ノ通リニ、日本通運株式會社ハモウ出來上リマシテ、將來此ノ會社ヲ重ネテ設立スルト云フコトハ固ヨリアリマセヌカラ、此ノ株式申込證ノ部分ニ在

來ノ規定ヲ引用シテ居ルモノハ、之ヲ改メ  
ル必要ハ全クナイ譯デアリマス、同種ノモ  
ノガ東北興業株式會社法、東北振興電力株  
式會社法外十數種ノ法律ニアルノデアリマ  
ス、又例ヘバ社債即チ債券發行ニ關スル規  
定デアリマシテ、其ノ條文ノ中ニ在來ノ商  
法ノ規定ヲ準用致シテ居リマスルケレドモ、  
其ノ發行期間ガ既ニ經過シマヒマシタモ  
ノ、是亦事濟ミノ事柄デアリマシテ、改メテ商  
法ノ新規定ニ置替ヘル必要ハナイノデアリ  
マス、ソレハ貯蓄債券法、復興貯蓄債券法デア  
リマス、ソレカラ今議會ニ他ノ法案トシテ提  
出ヲ致シマシテ、御審議ヲ願ヒマシタモノノ  
ガアリマス、ソレハ他ノ法案自身ニ於テ書  
替フ致シマシタカラ、此ノ法案トシテハ書  
替ヘル必要ハナイノデアリマス、例ヘテ申  
シマスルト、前回來御審議ヲ願ツテ居リマ  
シタ非訟事件手續法中改正法律案、ソレカ  
ラ保険業法中改正法律案、地方鐵道法中改  
正法律案、登錄稅法中改正法律案、是等ハ  
商法ヲ多數引用シテ居リマスケレドモ、其  
ノ法案獨自ノ立場デ、ソレドモ整理ヲ致シ  
マシタカラ、本法案トシテ整理ヲスル必要  
ハナイノデアリマス、斯様ニ致シマシテ結  
局残リマシタ三十八種ノ法律ニ付キマシテ、  
其ノ引用ヲ悉ク整理致シタノガ本法案デア

リマス、甚ダ機械的ナモノデアリマス、御審議ニ大變煩雜デアツテ恐縮デアリマスルケレドモ、其ノ趣旨ハ今申述べタ所ニ止マルノデアリマス、左様御諒承願ヒタイノデアリマス

○古島委員 私ハ根本ニ疑ヲ持ツテ居ルノデアリマスガ、斯ウ云フ法律ハ淘ニ司法省トシテハ便利デアリマス、所ガ外ノ人民トシテハ斯ウ云フ法律ヲ持ヘルコトハ、淘ニ迷惑ナノデアリマス、即チ三十八種ノ法律ガ此ノ商法ヲ引用スルト云フナラバ、其ノ三十八種ノ法律ヲ改正致シ、商法何條ヲ引用スルト云フコトニシテ戴カナケレバ、商法デモナイ、或ハ又家畜保險法デモナイ、簡易生命保險法デモナイ、人間ニハ第三者者ト云フノガアルガ、マルデ是ハ法律ノ第三テハ商法ノ條文ヲ見テモノガ出來テ居ツテハ商法ノ條文ヲ見テモノ分ラズ、他ノ家畜保險法ヲ見テモノ分ラズ、三十八種ノ法律ヲ見テモノ是ハ分ラナイ、此ノ法律ヲ見ナケレバドレガドウナツテ居ルカ分ラナイ、是ハ司法省トシテ餘リニ我儘グラウト思フ、是ハ實際カラ言ヘバ、御面倒デモ列舉シテアル三十八種ノ法律ヲ皆改正セヌバナラヌ、役所ノ方ハ便宜デ宜イカモ知ラヌガ、人民トシテハ餘リニ便宜過ギテ淘ニ迷惑デアリマス、



○鹽川正藏君 只今議題トナリマシタ司法書士法中改正ノ件ニ付キマシテハ、既ニ本會議正ノ根本趣旨ニ付キマシテハ、既ニ本會議ニ於テ簡單ニ申述ベマシタ通リデアリマシテ、本法ノ改正ノ内容ノ主ナルモノハ、司法書士ヲ採用致シマスニ付テハ、検定委員ノ試験ヲ受ケテ、其ノ試験ニ合格シタルモノヲ以テ之ヲ司法書士ニスル、斯ウ云フ事柄ガ一ツノ根本方針デアリマス、モウ一ツハ同ジ地方裁判所ノ管轄内ニ居リマス所ノ所屬ノ司法書士ハ、司法書士會ヲ組織致シマシテ、サウシテオ五ニ研究ラシ、又司法官トノ連絡ヲ取ルコトニスル、斯ウ云フ關係ト云フモノガ第一ノ眼目デアリマス、大體其ノ二ツノ趣旨ニ依リマシテ、ソレニ關係シマシタ後ノ條文ガ出テ來テ居ルヤウナ譯デアリマス、以上ノ趣旨デ提案ヲ致シマシタ次第デアリマス、尙ホ本案ハ既ニ何回モ提案ニナリマシテ、何時モ御協賛ヲ得テ居ル法案デアリマス、此ノ點附加ヘマシテ御賛成ヲ願ツテ置キマス

○牧野委員長 本案ニ付テ御質問ガアレバ……

○松委員 議事進行——モウ一ツ一緒ニヤツテハ如何デスカ

○牧野委員長 サウデスカ、デハ同ジク、

○松委員 私ハ、提出者ノ一人デアリマスカラ、提案理由ノ説明ヲ致シマス、是ハ只今鹽川君ノ御提案ニナリマシタ法律案ト、内容形式總テ同一デアリマス、而モ本案ハ元ノ司法代書人ト云フモノガ、何トカ品位ヲ向上シテ組織的ニ行動シタイト云フノガ目的デアリマシテ、先づ名前ヲ司法書士ト云フコトニ變ヘヨウデハナイカト云フコトガ、色々問題ニナリマシタガ、是ハ先年司法代書人法中改正法律案ヲ政府ガ御提出ニナリマシタ當時ニ、其ノ名義ヲ司法書士ト變ヘマシタ結果、司法代書人カラ司法書士トナツタノデアリマシテ、其ノ名前ヲ變ヘル目的ハソレデ達成致シタノデアリマス、残リマス問題ハ、詰リ會ヲ設ケル、又品位ヲ向上セシメル爲ニハ資格ヲ定メ、試験制度ヲ設ケル、斯ウ云フヤウナニツヲ要望シテ居ルノデアリマス、詳細ナコトハ鹽川君ノ御説明ノ通りデアリマシテ、此ノ司法書士ノ仕事ガ司法事務ノ消長ニ一大影響ノアリマスルコトハ、私ガ言フマデモアリマセヌ、裁判所ノ雇ラシタ者ガ辭メレバ司法書士ニナリ、六法全書ヲ少シ讀ンデモ司法書士ニナルト云フヤウナコトデハ、此ノ司法

○牧野委員長 本案ニ付テ御質問ガアレバ……

○松委員 議事進行——モウ一ツ一緒ニヤツテハ如何デスカ

○牧野委員長 サウデスカ、デハ同ジク、

○松委員 私ハ、提出者ノ一人デアリマスカラ、提案理由ノ説明ヲ致シマス、是ハ只今鹽川君ノ御提案ニナリマシタ法律案ト、内容形式總テ同一デアリマス、而モ本案ハ元ノ司法代書人ト云フモノガ、何トカ品位ヲ向上シテ組織的ニ行動シタイト云フノガ目的デアリマシテ、先づ名前ヲ司法書士ト云フコトニ變ヘヨウデハナイカト云フコトガ、色々問題ニナリマシタガ、是ハ先年司法代書人法中改正法律案ヲ政府ガ御提出ニナリマシタ當時ニ、其ノ名義ヲ司法書士ト變ヘマシタ結果、司法代書人カラ司法書士トナツタノデアリマシテ、其ノ名前ヲ變ヘル目的ハソレデ達成致シタノデアリマス、残リマス問題ハ、詰リ會ヲ設ケル、又品位ヲ向上セシメル爲ニハ資格ヲ定メ、試験制度ヲ設ケル、斯ウ云フヤウナニツヲ要望シテ居ルノデアリマス、詳細ナコトハ鹽川君ノ御説明ノ通りデアリマシテ、此ノ司法書士ノ仕事ガ司法事務ノ消長ニ一大影響ノアリマスルコトハ、私ガ言フマデモアリマセヌ、裁判所ノ雇ラシタ者ガ辭メレバ司法書士ニナリ、六法全書ヲ少シ讀ンデモ司法書士ニナルト云フヤウナコトデハ、此ノ司法

○牧野委員長 本案ニ付テ御質問ガアレバ……

○松委員 議事進行——モウ一ツ一緒ニヤツテハ如何デスカ

○牧野委員長 サウデスカ、デハ同ジク、

○松委員 私ハ、提出者ノ一人デアリマスカラ、提案理由ノ説明ヲ致シマス、是ハ只今鹽川君ノ御提案ニナリマシタ法律案ト、内容形式總テ同一デアリマス、而モ本案ハ元ノ司法代書人ト云フモノガ、何トカ品位ヲ向上シテ組織的ニ行動シタイト云フノガ目的デアリマシテ、先づ名前ヲ司法書士ト云フコトニ變ヘヨウデハナイカト云フコトガ、色々問題ニナリマシタガ、是ハ先年司法代書人法中改正法律案ヲ政府ガ御提出ニナリマシタ當時ニ、其ノ名義ヲ司法書士ト變ヘマシタ結果、司法代書人カラ司法書士トナツタノデアリマシテ、其ノ名前ヲ變ヘル目的ハソレデ達成致シタノデアリマス、残リマス問題ハ、詰リ會ヲ設ケル、又品位ヲ向上セシメル爲ニハ資格ヲ定メ、試験制度ヲ設ケル、斯ウ云フヤウナニツヲ要望シテ居ルノデアリマス、詳細ナコトハ鹽川君ノ御説明ノ通りデアリマシテ、此ノ司法書士ノ仕事ガ司法事務ノ消長ニ一大影響ノアリマスルコトハ、私ガ言フマデモアリマセヌ、裁判所ノ雇ラシタ者ガ辭メレバ司法書士ニナリ、六法全書ヲ少シ讀ンデモ司法書士ニナルト云フヤウナコトデハ、此ノ司法

或ハ何万圓トカ、何十万圓トカ、極ク大キ  
イ建物ニナルト何百万圓ト云フヤウナ相當  
ナル財産ヲ要スルノデアリマスガ、其ノ初  
メニ當ツテ設計其ノ他ヲ誤リマスト、ソレ  
ガ爲ニ非常ナ不利益ヲ被ムル、斯ウ云フコト  
デアリマス、丁度例ヘテ申シマスルト、大體  
法律科ヲ出タ者ハ法律ヲ一通り知ツテ居リ  
マス、知ツテ居ルガ堵テイザ人ノ権利義務  
ヲ保護スル時ニハ、ソレダケデハイカヌト  
云フノデ、國家ガ茲ニ辯護士試験制度ヲ設  
ケテ、普通ニ法律ヲ修メタト云フコトダケ  
デハナク、尙ホ國家ガ國家試験ヲ設ケテ、  
ソレニ及第シタ人ヲ以テ的確ニ他人ノ権利  
義務ニ對シテノ辯護トカ、輔助トカサセル、  
ソレト同ジヤウナ心持デアリマシテ、人ノ  
財產建築物ニ對シテモ、同様ナル學識經驗  
ヲ有シテ居ル者ヲシテ専門ニソレバノノ業  
務ニ從事セシムル、斯ウ云フ考カラ拵ヘタ  
法律デアリマス、何卒御賛成ヲ願ヒマス  
○牧野委員長 本案モ此ノ程度ニ於テ質疑  
ヲ留保致シマス

前ヲ變ヘヨウト云フコトガ一ツト、司法書士ト云フモノガ其ノ地位向上ノ爲ニ考試ノ行動ヲヤル、同時ニ司法補助機關トシテ國家ノ爲ニ寄與シヨウ、斯ウ云フ立場カラ、ソレト同ジヤウナ地位ニ居ル行政代書人ヲ行政書士ト改メ、サウシテ一面ニハ其ノ行政書士ト云フモノニ對シテモ、ヤハリ資格ヲ一定シヨウ、ソレデ組合ヲ設ケル、斯ウ云フ趣旨デアリマシテ、要スルニ行政代書人ト云フモノノ地位ノ向上ヲシテ、サウシテ國家ノ爲ニ彼等ノ行フ仕事ニ寄與セシメヨウ、斯ウ云フ趣旨ニ外ナラヌノデアリマス、大體ノコトハ提案理由ノ説明ニ書イテアリマスカラ、何卒御賛成ヲ御願致シマス

○牧野委員長 本案モ此ノ程度ニ於テ質疑ヲ留保スルコトニ致シマス

○牧野委員長 次イデ民事訴訟法中改正法律案、是ハ提出者トシテ吾輩ノ名前ガアリマスケレドモ、名川侃市君ニ葉書ヲ出シタノデスガ、オ出デガアリマセヌカラ後廻シニ致シマス——ソレカラ計理士法中改正法律案、是ハ中野治介君ニ葉書ヲ出シタノデスガ來マセヌカラ、是モ後廻シニ致シマス

○牧野委員長 次ハ検査計理士法案——森田重次郎君

○森田重次郎君 提案者ノ一人ト致シマシ  
テ提案ノ理由ヲ説明申上ゲタイト思ヒマス、  
昭和二年計理士法實施以降十二年ヲ経テ、  
其ノ間本法ノ根本的ナ缺陷ニ依リマシテ、  
計理士ノ登録數方非常ニ増加ヲ致シマシ  
テ、今ヤ九千人ニ垂ントシテ居ルヤウナ狀  
態デアリマス、此ノ空前異數ノ激増ニ依リ  
マシテ、計理士界ハ玉石混淆ノ狀態ガ益々  
甚シク、其ノ弊モ亦相當大キイモノガアルト  
云フ所マデ來テ居ルノデアリマス、是曩ニ  
計理士法改正ノ聲ガ朝野ニ起リマシテ、第  
五十六回帝國議會以來、數次改正建議案又  
ハ改正法律案ノ提案ガアリ、遂ニ第六十五  
回帝國議會ニ於テ検査計理士法制定建議ノ  
採擇ヲ見ルニ至ツタ所以ナノデアリマス、  
而シテ本制度ノ改正ニハ、現行法ニ依ル有  
資格者及び有資格學校竝ニ現登録計理士整  
理其ノ他ニ關シ、各方面ニ複雜ニシテ多岐  
ニ瓦ル困難ナル事情ガ多々存スルノデアリ  
マスケレドモ、其ノ施行後十二年ニ及ンダ  
今日、現行法ノ缺陷ヲ其ノ儘ニ放置シ、是ガ  
延長ニ等シキ若干ノ規定ヲ加除シテ、徒ニ  
當面ヲ糊塗シテ居リマスルナラバ、益々其ノ  
改善ヲ遲延セシメ、悔ヲ他日ニ貽スニ至ル  
ヤモ知レナイノデアリマス、惟フニ産業日  
本ノ轉換期ニ伴フ統制經濟ノ進展、竝ニ商

法其ノ他經濟法規ノ根本的改正實施ニ關聯致シマシテ、本制度ノ改善ニ俟ツベキモノ吾ハ「會計ニ關スル検査、鑑定及證明」ノ如キ社會性、公共性ノ顯著デアツテ、重要ナル制定シ、以テ有能適格ナル計理士ニ向上ノ進路ヲ開キ、計理士界ノ分化發展ヲ促進シ、時勢ノ推移ニ適應セシメントスル爲ニ、本法案ヲ提出致シタノデアリマス、何卒滿場ノ御贊成ヲ得タイト思ヒマス

○牧野委員長 本案モ此ノ程度デ質疑ヲ留保致シマス

○牧野委員長 次ハ裁判所構成法中改正法律案、岡本實太郎君外十二名提出

○高橋委員 提案者ノ一人ト致シマシテ、簡單ニ提案理由ノ御説明ヲ申上ゲマシテ、偏ニ同僚各位ノ御協賛ヲ願ヒタイト思ヒマス、本案ノ本旨ト致シマスル所ノモノハ、司法官タル人材ヲ簡拔網羅スルコト、茲ニ其ノ優遇ト云フニ點ガ趣旨トスル所デアリマス、惟フニ裁判所構成法布カレテ茲ニ十年ニ垂ントスル歲月ヲ閲シテ居ルノデアリマス、之ヲ他ノ法典ニ比較シテ、他ノ法典ハ社會實情ノ推移ニ伴ツテ、之ニ適應スル或ル程度ノ修正改善ガ加ヘラレテ居ルニ

或ハ何万圓トカ、何十万圓トカ、極ク大キ イ建物ニナルト何百万圓ト云フヤウナ相當 ナル財産ヲ要スルノデアリマスガ、其ノ初 メニ當ツテ設計其ノ他ヲ誤リマスト、ソレ ガ爲ニ非常ニ不利益ヲ被ムル、斯ウ云フコト デアリマス、丁度例ヘテ申シマスルト、大體 法律科ヲ出タ者ハ法律ヲ一通リ知ツテ居リ ヲ保護スル時ニハ、ソレダケデハイカスト 云フノデ、國家ガ茲ニ辯護士試験制度ヲ設 ケテ、普通ニ法律ヲ修メタト云フコトダケ デハナク、尙ホ國家ガ國家試験ヲ設ケテ、 ソレニ及第シタ人ヲ以テ的確ニ他人ノ權利 義務ニ對シテノ辯護トカ、輔助トカサセル、 ソレト同ジヤウナ心持デアリマシテ、人ノ 財產建築物ニ對シテモ、同様ナル學識經驗 ヲ有シテ居ル者ヲシテ専門ニソレドノ業 務ニ從事セシムル、斯ウ云フ考カラ拵ヘタ 法律デアリマス、何卒御賛成ヲ願ヒマス ○牧野委員長 本案モ此ノ程度ニ於テ質疑 ヲ留保致シマス	前ヲ變ヘヨウト云フコトガ一ツ、司法書 士ト云フモノガ其ノ地位向上ノ爲ニ考試ノ 行動ヲヤル、同時ニ司法補助機關トシテ 國家ノ爲ニ寄與シヨウ、斯ウ云フ立場カラ、 ソレト同ジヤウナ地位ニ居ル行政代書人ヲ 行政書士ト改メ、サウシテ一面ニハ其ノ行政 書士ト云フモノニ對シテモ、ヤハリ資格ヲ 一定シヨウ、ソレデ組合ヲ設ケル、斯ウ云 フ趣旨デアリマシテ、要スルニ行政代書人 ト云フモノノ地位ノ向上ヲシテ、サウシテ 國家ノ爲ニ彼等ノ行フ仕事ニ寄與セシメヨ ウ、斯ウ云フ趣旨ニ外ナラヌノデアリマス、 大體ノコトハ提案理由ノ説明ニ書イテアリ マスカラ、何卒御賛成ヲ御願致シマス ○牧野委員長 本案モ此ノ程度ニ於テ質疑 ヲ留保スルコトニ致シマス
○松委員 提案理由ノ説明ヲ致シマス、 是ハ司法代書人ト云フモノヲ司法書士ト改 メマシタ結果、行政代書人ト云フモノモ行 政書士ト云フコトニ對立的ノ意味ニ於テ名	前ヲ變ヘヨウト云フコトガ一ツ、司法書 士ト云フモノガ其ノ地位向上ノ爲ニ考試ノ 行動ヲヤル、同時ニ司法補助機關トシテ 國家ノ爲ニ寄與シヨウ、斯ウ云フ立場カラ、 ソレト同ジヤウナ地位ニ居ル行政代書人ヲ 行政書士ト改メ、サウシテ一面ニハ其ノ行政 書士ト云フモノニ對シテモ、ヤハリ資格ヲ 一定シヨウ、ソレデ組合ヲ設ケル、斯ウ云 フ趣旨デアリマシテ、要スルニ行政代書人 ト云フモノノ地位ノ向上ヲシテ、サウシテ 國家ノ爲ニ彼等ノ行フ仕事ニ寄與セシメヨ ウ、斯ウ云フ趣旨ニ外ナラヌノデアリマス、 大體ノコトハ提案理由ノ説明ニ書イテアリ マスカラ、何卒御賛成ヲ御願致シマス ○牧野委員長 次イデ民事訴訟法中改正法 律案、是ハ提出者トシテ吾輩ノ名前ガアリ マスケレドモ、名川侃市君ニ葉書ヲ出シタ ノデスガ、オ出デガアリマセヌカラ後廻シ ニ致シマス——ソレカラ計理士法中改正法 律案、是ハ中野治介君ニ葉書ヲ出シタノデ スガ來マセヌカラ、是モ後廻シニ致シマス ○牧野委員長 次ハ検査計理士法案——森 田重次郎君
○牧野委員長 次ハ行政書士法案	前ヲ變ヘヨウト云フコトガ一ツ、司法書 士ト云フモノガ其ノ地位向上ノ爲ニ考試ノ 行動ヲヤル、同時ニ司法補助機關トシテ 國家ノ爲ニ寄與シヨウ、斯ウ云フ立場カラ、 ソレト同ジヤウナ地位ニ居ル行政代書人ヲ 行政書士ト改メ、サウシテ一面ニハ其ノ行政 書士ト云フモノニ對シテモ、ヤハリ資格ヲ 一定シヨウ、ソレデ組合ヲ設ケル、斯ウ云 フ趣旨デアリマシテ、要スルニ行政代書人 ト云フモノノ地位ノ向上ヲシテ、サウシテ 國家ノ爲ニ彼等ノ行フ仕事ニ寄與セシメヨ ウ、斯ウ云フ趣旨ニ外ナラヌノデアリマス、 大體ノコトハ提案理由ノ説明ニ書イテアリ マスカラ、何卒御賛成ヲ御願致シマス ○牧野委員長 次イデ民事訴訟法中改正法 律案、是ハ提出者トシテ吾輩ノ名前ガアリ マスケレドモ、名川侃市君ニ葉書ヲ出シタ ノデスガ、オ出デガアリマセヌカラ後廻シ ニ致シマス——ソレカラ計理士法中改正法 律案、是ハ中野治介君ニ葉書ヲ出シタノデ スガ來マセヌカラ、是モ後廻シニ致シマス ○牧野委員長 次ハ検査計理士法案——森 田重次郎君

○森田重次郎君 提案者ノ一人ト致シマシ  
テ提案ノ理由ヲ説明申上ゲタイト思ヒマス、  
昭和二年計理士法實施以降十二年ヲ経テ、  
其ノ間本法ノ根本的ナ缺陷ニ依リマシテ、  
計理士ノ登録數方非常ニ増加ヲ致シマシ  
テ、今ヤ九千人ニ垂ントシテ居ルヤウナ狀  
態デアリマス、此ノ空前異數ノ激増ニ依リ  
マシテ、計理士界ハ玉石混淆ノ狀態ガ益々  
甚シク、其ノ弊モ亦相當大キイモノガアルト  
云フ所マデ來テ居ルノデアリマス、是曩ニ  
計理士法改正ノ聲ガ朝野ニ起リマシテ、第  
五十六回帝國議會以來、數次改正建議案又  
ハ改正法律案ノ提案ガアリ、遂ニ第六十五  
回帝國議會ニ於テ検査計理士法制定建議ノ  
採擇ヲ見ルニ至ツタ所以ナノデアリマス、  
而シテ本制度ノ改正ニハ、現行法ニ依ル有  
資格者及び有資格學校竝ニ現登録計理士整  
理其ノ他ニ關シ、各方面ニ複雜ニシテ多岐  
ニ瓦ル困難ナル事情ガ多々存スルノデアリ  
マスケレドモ、其ノ施行後十二年ニ及ンダ  
今日、現行法ノ缺陷ヲ其ノ儘ニ放置シ、是ガ  
延長ニ等シキ若干ノ規定ヲ加除シテ、徒ニ  
當面ヲ糊塗シテ居リマスルナラバ、益々其ノ  
改善ヲ遲延セシメ、悔ヲ他日ニ貽スニ至ル  
ヤモ知レナイノデアリマス、惟フニ産業日  
本ノ轉換期ニ伴フ統制經濟ノ進展、竝ニ商

法其ノ他經濟法規ノ根本的改正實施ニ關聯致シマシテ、本制度ノ改善ニ俟ツベキモノ吾ハ「會計ニ關スル検査、鑑定及證明」ノ如キ社會性、公共性ノ顯著デアツテ、重要ナル制定シ、以テ有能適格ナル計理士ニ向上ノ進路ヲ開キ、計理士界ノ分化發展ヲ促進シ、時勢ノ推移ニ適應セシメントスル爲ニ、本法案ヲ提出致シタノデアリマス、何卒滿場ノ御贊成ヲ得タイト思ヒマス

○牧野委員長 本案モ此ノ程度デ質疑ヲ留保致シマス

○牧野委員長 次ハ裁判所構成法中改正法律案、岡本實太郎君外十二名提出

○高橋委員 提案者ノ一人ト致シマシテ、簡單ニ提案理由ノ御説明ヲ申上ゲマシテ、偏ニ同僚各位ノ御協賛ヲ願ヒタイト思ヒマス、本案ノ本旨ト致シマスル所ノモノハ、司法官タル人材ヲ簡拔網羅スルコト、茲ニ其ノ優遇ト云フニ點ガ趣旨トスル所デアリマス、惟フニ裁判所構成法布カレテ茲ニ十年ニ垂ントスル歲月ヲ閲シテ居ルノデアリマス、之ヲ他ノ法典ニ比較シテ、他ノ法典ハ社會實情ノ推移ニ伴ツテ、之ニ適應スル或ル程度ノ修正改善ガ加ヘラレテ居ルニ

拘リマセズ、獨リ裁判所構成法ノミハ、舊態依然タル實情ニアルコトハ、洵ニ私共文化ノ進運ノ最モ急「テンポ」式ナ實情ニ照シテ見テ、遺憾ヲ感ズル者デアリマス、更ニ司法界ノ現状ヲ見ルニ有ユル制度ノ改革、法令ノ改廢、固ヨリ必要デアリマスガ、併シナガラ本當ニ司法ノ威信ヲ保チ、其ノ權威アル運行ヲ爲サントスレバ、結局歸スル所司法官トシテノ人的素材ト云フモノニ歸局シナケレバナラヌト思フノデアリマス、其ノ人的素材ノ更ニ中核ヲ成ス素因ハ何デアルカ、ソレハ本當ニ社會實情ト云フモノニ通曉シテ居ルト云フコトデナケレバナラヌト思フ、今ヤ世ノ中ハ益々多事複雜ヲ極メテ居リマス、此ノ微妙ナル複雜性ト云フモノニ徹底シテ、人情ノ機微ヲ穿ツ眞ニ社會ノ實情ニ即シタ裁判ヲ爲スコトニ依ツテ、司法ノ威信ヲ保タンントスルニハ、之ニ適當ナル人的素材ト云フモノヲ配置スル必要ガアル、然ルニ現行裁判所構成法ノ規定スル所ノ制度ヲ以テハ、此ノ大キナ根本的ノ目的ヲ達スルニハ、到底不能デアルト斷言シテモ差支ナイト思フ、是ニ本案ヲ提出致シマシテ眞ニ在野法曹トシテノ親シキ經驗ト體験トヲ體得シテ居ル辯護士ノ經歷アル者ノミヨリ、司法官ヲ任用スルコトニ依ツテ此

○牧野委員長 引續イテ辯護士法中改正法律案ニ關スル趣旨辯明ヲ求メマス——池田君  
○池田清秋君 只今上程セラレマシタ辯護士法中改正法律案ニ付テ、提案ノ理由ヲ簡單ニ御説明申上ダマス、現行辯護士法第五條ニハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタ者ニ對シテハ、絶対ニ辯護士タルコトヲ得ズト規定セラレテ居リマス、之ヲ醫師法、獸醫師法、藥劑師法等ト比較致シマスト、是等ノ法律ニ於テハ六年以上ノ體刑、若クハ以上ノ場合ニ於キマシテモ、主務大臣ハ登録ヲ許サザルコト又ハ登録ヲ取消スコトヲ得トアリマシテ、之ヲ主務大臣ノ任意規定ト致シテアリマス、然ルニ辯護士法ニ於キマシテハ絶対ニ辯護士タルコトヲ得ズトシテアリマシテ、非常ニ過酷ナ制裁トナツテ居ルノデアリマス、御承知ノ通リ辯護士ハ辯論事務ニ從事致シマス關係上、選舉等ニ際シマシテハ之ニ關與、スル機會ガ非常ニ多イノデ不衡ダト思ハレルコトハ、例ヘバ選舉達アリマス、而シテ其ノ實例トシテハ非常ニ不衡ダト思ハレルコトハ、例ヘバ選舉達シマス。

共犯ノ一人ガ醫師其ノ他ノ者デアリマス場  
合ニ於テハ一二年三年ノ處罰ニ掛ツテモ尙且  
ツ其ノ職務ヲ執ルニ何等ノ差支ナイニ拘ラ  
ズ、辯護士ハ僅ニ一二箇月ノ處刑デアツテ  
モ、絶對ニ其ノ職務ヲ執ルコトガ許サレナ  
イノデアリマス、非常ニ不公平ナ結果ヲ  
招來スルノデアリマス、其ノ實例ハ洵ニ多  
ニノデアリマス、隨テ裁判所ニ於テハ實際  
ニ於テ此ノ不公平ヲ緩和スル爲ニ、特ニ輕  
キ體刑ヲ科スベキ場合ニ於キマシテモ、辯  
護士ニ限ツテハ極度ノ罰金刑二千圓ヲ科シ  
テ、此ノ不公平ナ規定ヲ緩和セラルル實情  
ニナツテ居ルノデアリマス、此ノ實情ニ依  
ツテ見マシテモ如何ニ現行辯護士法ガ過酷  
デアルカト云フコトヲ、窺ヒ知ルコトガ出  
來ルノデアリマス、以上ノ理由ヲ以チマシ  
テ本改正案ヲ提出致シタノデアリマス、本  
案提案ノ理由ハ沟ニ簡單明瞭デアリマス、  
或ハ此ノ辯護士ハ職務ガ法律ニ携ツテ居ル  
カラ、ソシナコトヲ少シ位設ケタツテ引ツ  
掛ラナイカラ宜カラウト仰シヤル方ガアル  
カ知レマセヌガ、共犯ノアル場合ニ於テ、  
共犯ノ一人ガ、イヤアノ辯護士モ十分承知  
レルコトガ絶對ニ出來ナイヤウナ場合ガ非  
常ニ多イノデアリマス、此ノ事例ハ頻々ト

シテ選舉違反等ニ於テハアルノデアリマシ  
テ、之ヲ緩和スルコトニ依ツテ現在ノ實際  
ノ不均衡ヲ是正致シタイト云フノガ、本案  
提案ノ理由デアルノデアリマス、何卒御審  
議ノ上御賛成アランコトヲ希望致ス次第デ  
アリマス

○牧野委員長 本案ハ此ノ程度ニ於テ質疑  
ヲ留保致シマス

○牧野委員長 次ハ便宜上服部君ノ辯護士  
法中改正法律案ニ付テ御説明ヲ願ヒマス

○服部英明君 只今上程セラレマシタ辯護  
士法中改正法律案ノ提案ノ説明ヲ簡単ニ申  
上ゲマス、郡部所在ノ裁判所又ハ地方裁判  
所支部ハ、取扱事件數寡少ノ爲辯護士ノ常  
住者少ク、隨テ訴訟關係人ノ利便ヲ圖ル爲  
他所居住辯護士ノ出張事務所ノ設置ヲ必要  
トスルノデアリマス、而シテ現時ニ於ケル  
辯護士ノ分布狀況ヲ見マスルノニ、出張事  
務所ノ數ヲ急激ニ整理スルハ妥當ナラザル  
ヲ以テ、事務所ノ數ヲ一個マデハ之ヲ認メ  
ルコトトシ、以テ訴訟關係人ノ不利不便ヲ  
緩和スルト共ニ、事務所關係者ノ失職ニ惡  
影響ナカラシメントスルノデアリマス、之  
アルト云フノデ、現行法ヲ以テ極端ニ一事

務所デナケレバナラヌト云フコトニ制限ヲ  
サレマシタ、無制限ニ事務所ヲ設ケルコト  
ニハ、若干弊害ガアルデアリマセウ、サリ  
ナガラ極端ニ一事務所ト限ルコトモ亦不便  
尠カラザルノデアリマス、要スルニ其ノ中  
庸ヲ取ツテ二箇所位ハ認メルコトノ出來ル  
ヤウニシタ方ガ、極メテ穩當ト認メルノデ  
アリマス、是ガ本案ヲ提出シタ所以デアリ  
マス、ドウゾ御審議ノ上御協贊アランコト  
ヲ希望シマス

○牧野委員長 本案ハ此ノ程度ニシテ質疑ヲ留保致シマス

○牧野委員長 次ハ辯護士法中改正法律案及ビ

同一提出者デアル高橋君ヨリ御説明ヲ願ヒ

マス

○高橋委員 世界文化國ノ總テハ、早クヨリ辯護士試補制度ノ設立ガアツタノデアリ

マスガ、獨リ我ガ日本ノ司法制度トシテハ、

此ノ制度ガナカツタコトハ憾ミトシテ居ル

所デアリマシタガ、先年幸ニ此ノ制度ヲ布

カレマシテ、ソコデ私共ハ此ノ制度ノ存在

ト云フモノニ對シテ、之ヲ是認スルト共ニ

是ガ是正ニ依ツテ、ヨリ良キ發展ヲ遂ゲシ

メタイト云フ希望ニ満チテ居ルノデアリマ

ス、此ノ趣意ヨリ致シマシテ本案ヲ提出シ

所ニ公證人役場ガ設置サルルニ至リマシタ

多クヲ申上ゲマセヌ、要ハ試補トシテノ修

習ノ本體デアル實務ト云フモノニ對シテ、

本當ニ徹底シタル實務修習ノ實ヲ擧ゲタイ

ト云フコトガ一ツ、此ノ本體ヲ根幹ト致シ

マシテ更ニ有形無形ニ試補ヲシテ安ンジテ

其ノ修習ヲ全ウセシムルノ制度ヲ、是ニ執

ラシメタイ、此ノ動機ヨリ致シマシテ只今

議題ト相成ツテ居リマスニ二案ヲ、提案ヲ致

シマシタ次第デアリマス、詳細ナコトハ御

質疑ニ依ツテ御答ヲ申上ダルコトニ致シマ

ス、何卒御審議ノ上御協贊ヲ願ヒタイト思

ヒマス

○牧野委員長 兩案ハ此ノ程度ニ於テ質疑ヲ留保致シマス

○牧野委員長 次ハ公證人法中改正法律案及ビ

同一提出者デアル中野君ノ趣旨辨明ヲ求メマ

ス

○中野治介君 裁判所書記ノ地位向上ヲ圖

ル爲其ノ公證人タルコトヲ得ルノ途ヲ開ク

ト云フノガ、本案提出ノ理由デアリマス、

是ハ裁判所構成法實施以來五十年間、公證

人役場ノ設置サレテ居ナイ所ハ、公證人法

ノ規定ニ依リマシテ、裁判所書記ガ取扱フ

コトニナツテ居マシテ、漸次公證人ノナイ

所ニ公證人役場ガ設置サルルニ至リマシタ

ガ、今尙ホ相當ニ公證人役場ノナイ所ガア

ルノデゴザイマシテ、長イ間裁判所書記ガ

公證人ノ事務ヲ執リ來ツタノデアリマスガ、

子ハ、大體理由書ニ明カデアリマスルカラ

ニハ、若干弊害ガアルデアリマセウ、サリ

ナガラ極端ニ一事務所ト限ルコトモ亦不便

専カラザルノデアリマス、要スルニ其ノ中

庸ヲ取ツテ二箇所位ハ認メルコトノ出來ル

ヤウニシタ方ガ、極メテ穩當ト認メルノデ

アリマス、是ガ本案ヲ提出シタ所以デアリ

マス、ドウゾ御審議ノ上御協贊アランコト

ヲ希望シマス

○牧野委員長 本案ハ此ノ程度ニシテ質疑ヲ留保致シマス

○牧野委員長 次ハ辯護士法中改正法律案及ビ

同一提出者デアル高橋君ヨリ御説明ヲ願ヒ

マス

○高橋委員 世界文化國ノ總テハ、早クヨリ辯護士試補制度ノ設立ガアツタノデアリ

マスガ、獨リ我ガ日本ノ司法制度トシテハ、

此ノ制度ガナカツタコトハ憾ミトシテ居ル

所デアリマシタガ、先年幸ニ此ノ制度ヲ布

カレマシテ、ソコデ私共ハ此ノ制度ノ存在

ト云フモノニ對シテ、之ヲ是認スルト共ニ

是ガ是正ニ依ツテ、ヨリ良キ發展ヲ遂ゲシ

メタイト云フ希望ニ満チテ居ルノデアリマ

ス、此ノ趣意ヨリ致シマシテ本案ヲ提出シ

所ニ公證人役場ガ設置サルルニ至リマシタ

多クヲ申上ゲマセヌ、要ハ試補トシテノ修

習ノ本體デアル實務ト云フモノニ對シテ、

本當ニ徹底シタル實務修習ノ實ヲ擧ゲタイ

ト云フコトガ一ツ、此ノ本體ヲ根幹ト致シ

マシテ更ニ有形無形ニ試補ヲシテ安ンジテ

其ノ修習ヲ全ウセシムルノ制度ヲ、是ニ執

ラシメタイ、此ノ動機ヨリ致シマシテ只今

議題ト相成ツテ居リマスニ二案ヲ、提案ヲ致

シマシタ次第デアリマス、詳細ナコトハ御

質疑ニ依ツテ御答ヲ申上ダルコトニ致シマ

ス、何卒御審議ノ上御協贊ヲ願ヒタイト思

ヒマス

○牧野委員長 兩案ハ此ノ程度ニ於テ質疑ヲ留保致シマス

○牧野委員長 次ハ公證人法中改正法律案及ビ

同一提出者デアル中野君ノ趣旨辨明ヲ求メマ

ス

○中野治介君 是ハ屢々衆議院ヲ煩ハシタ案

デゴザイマスガ、計理士法施行セラレマシ

テ茲ニ十有一年餘、此ノ間計理士登録簿ニ

登録ヲ受ケタル者、既ニ八千六百餘名ヲ算

フルニ至ツテ居リマシテ、尙ほ逐日增加ス

ル傾向ニアルノデアリマス、是ガ監督ニ關

トガ出來マセヌカラ、此ノ委員會ハ本日ハ

シマシテハ、現行法中ニ定メル所ガナайд

タ所以デアリマス、此ノ説明ヲ申上ゲル骨

子ハ、大體理由書ニ明カデアリマスルカラ

ニハ、若干弊害ガアルデアリマセウ、サリ

ナガラ極端ニ一事務所ト限ルコトモ亦不便

専カラザルノデアリマス、要スルニ其ノ中

庸ヲ取ツテ二箇所位ハ認メルコトノ出來ル

ヤウニシタ方ガ、極メテ穩當ト認メルノデ

アリマス、是ガ本案ヲ提出シタ所以デアリ

マス、ドウゾ御審議ノ上御協贊アランコト

ヲ希望シマス

○牧野委員長 本案ハ此ノ程度ニシテ質疑ヲ留保致シマス

○牧野委員長 次ハ辯護士法中改正法律案及ビ

同一提出者デアル高橋君ヨリ御説明ヲ願ヒ

マス

○高橋委員 世界文化國ノ總テハ、早クヨリ辯護士試補制度ノ設立ガアツタノデアリ

マスガ、獨リ我ガ日本ノ司法制度トシテハ、

此ノ制度ガナカツタコトハ憾ミトシテ居ル

所デアリマシタガ、先年幸ニ此ノ制度ヲ布

カレマシテ、ソコデ私共ハ此ノ制度ノ存在

ト云フモノニ對シテ、之ヲ是認スルト共ニ

是ガ是正ニ依ツテ、ヨリ良キ發展ヲ遂ゲシ

メタイト云フ希望ニ満チテ居ルノデアリマ

ス、此ノ趣意ヨリ致シマシテ本案ヲ提出シ

所ニ公證人役場ガ設置サルルニ至リマシタ

多クヲ申上ゲマセヌ、要ハ試補トシテノ修

習ノ本體デアル實務ト云フモノニ對シテ、

本當ニ徹底シタル實務修習ノ實ヲ擧ゲタイ

ト云フコトガ一ツ、此ノ本體ヲ根幹ト致シ

マシテ更ニ有形無形ニ試補ヲシテ安ンジテ

其ノ修習ヲ全ウセシムルノ制度ヲ、是ニ執

ラシメタイ、此ノ動機ヨリ致シマシテ只今

議題ト相成ツテ居リマスニ二案ヲ、提案ヲ致

シマシタ次第デアリマス、詳細ナコトハ御

質疑ニ依ツテ御答ヲ申上ダルコトニ致シマ

ス、何卒御審議ノ上御協贊ヲ願ヒタイト思

ヒマス

○牧野委員長 兩案ハ此ノ程度ニ於テ質疑ヲ留保致シマス

○牧野委員長 次ハ公證人法中改正法律案及ビ

同一提出者デアル中野君ノ趣旨辨明ヲ求メマ

ス

○中野治介君 是ハ屢々衆議院ヲ煩ハシタ案

デゴザイマスガ、計理士法施行セラレマシ

テ茲ニ十有一年餘、此ノ間計理士登録簿ニ

登録ヲ受ケタル者、既ニ八千六百餘名ヲ算

フルニ至ツテ居リマシテ、尙ほ逐日增加ス

ル傾向ニアルノデアリマス、是ガ監督ニ關

トガ出來マセヌカラ、此ノ委員會ハ本日ハ

シマシテハ、現行法中ニ定メル所ガナайд

タ所以デアリマス、此ノ説明ヲ申上ゲル骨

子ハ、大體理由書ニ明カデアリマスルカラ

ニハ、若干弊害ガアルデアリマセウ、サリ

ナガラ極端ニ一事務所ト限ルコトモ亦不便

専カラザルノデアリマス、要スルニ其ノ中

庸ヲ取ツテ二箇所位ハ認メルコトノ出來ル

ヤウニシタ方ガ、極メテ穩當ト認メルノデ

アリマス、是ガ本案ヲ提出シタ所以デアリ

マス、ドウゾ御審議ノ上御協贊アランコト

ヲ希望シマス

○牧野委員長 本案ハ此ノ程度ニシテ質疑ヲ留保致シマス

○牧野委員長 次ハ公證人法中改正法律案及ビ

同一提出者デアル中野君ノ趣旨辨明ヲ求メマ

ス

○中野治介君 是ハ屢々衆議院ヲ煩ハシタ案

デゴザイマスガ、計理士法施行セラレマシ

テ茲ニ十有一年餘、此ノ間計理士登録簿ニ

登録ヲ受ケタル者、既ニ八千六百餘名ヲ算

フルニ至ツテ居リマシテ、尙ほ逐日增加ス

ル傾向ニアルノデアリマス、是ガ監督ニ關

トガ出來マセヌカラ、此ノ委員會ハ本日ハ

シマシテハ、現行法中ニ定メル所ガナайд

タ所以デアリマス、此ノ説明ヲ申上ゲル骨

子ハ、大體理由書ニ明カデアリマスルカラ

ニハ、若干弊害ガアルデアリマセウ、サリ

ナガラ極端ニ一事務所ト限ルコトモ亦不便

専カラザルノデアリマス、要スルニ其ノ中

庸ヲ取ツテ二箇所位ハ認メルコトノ出來ル

ヤウニシタ方ガ、極メテ穩當ト認メルノデ

アリマス、是ガ本案ヲ提出シタ所以デアリ

マス、ドウゾ御審議ノ上御協贊アランコト

ヲ希望シマス

○牧野委員長 本案ハ此ノ程度ニシテ質疑ヲ留保致シマス

○牧野委員長 次ハ公證人法中改正法律案及ビ

同一提出者デアル中野君ノ趣旨辨明ヲ求メマ

ス

○中野治介君 是ハ屢々衆議院ヲ煩ハシタ案

デゴザイマスガ、計理士法施行セラレマシ

テ茲ニ十有一年餘、此ノ間計理士登録簿ニ

登録ヲ受ケタル者、既ニ八千六百餘名ヲ算

フルニ至ツテ居リマシテ、尙ほ逐日增加ス

ル傾向ニアルノデアリマス、是ガ監督ニ關

トガ出來マセヌカラ、此ノ委員會ハ本日ハ

シマシテハ、現行法中ニ定メル所ガナайд

タ所以デアリマス、此ノ説明ヲ申上ゲル骨

子ハ、大體理由書ニ明カデアリマスルカラ

ニハ、若干弊害ガアルデアリマセウ、サリ

ナガラ極端ニ一事務所ト限ルコトモ亦不便

専カラザルノデアリマス、要スルニ其ノ中

庸ヲ取ツテ二箇所位ハ認メルコトノ出來ル

ヤウニシタ方ガ、極メテ穩當ト認メルノデ

アリマス、是ガ本案ヲ提出シタ所以デアリ

マス、ドウゾ御審議ノ上御協贊アランコト

ヲ希望シマス

○牧野委員長 本案ハ此ノ程度ニシテ質疑ヲ留保致シマス

○牧野委員長 次ハ公證人法中改正法律案及ビ

同一提出者デアル中野君ノ趣旨辨明ヲ求メマ

ス

○中野治介君 裁判所書記ノ地位向上ヲ圖

ル爲其ノ公證人タルコトヲ得ルノ途ヲ開ク

ト云フノガ、本案提出ノ理由デアリマス、

是ハ裁判所構成法實施以來五十年間、公證

人役場ノ設置サレテ居ナイ所ハ、公證人法

ノ規定ニ依リマシテ、裁判所書記ガ取扱フ

コトニナツテ居マシテ、漸次公證人ノナイ

所ニ公證人役場ガ設置サルルニ至リマシタ

ガ、今尙ホ相當ニ公證人役場ノナイ所ガア

ルノデゴザイマシテ、長イ間裁判所書記ガ

公證人ノ事務ヲ執リ來ツタノデアリマスガ、

子ハ、大體理由書ニ明カデアリマスルカラ

ニハ、若干弊害等ガゴザイマセヌノデ、茲ニ實

質的ニ裁判所書記ガ公證人タルノ資格ヲ有

多クヲ申上ゲマセヌ、要ハ試補トシテノ修

習ノ本體デアル實務ト云フモノニ對シテ、當業

者ノ地位ヲ向上セシメ、類似業者ノ跋扈ニ

因ル業界ノ攪亂ヲ統制シ、一層國家産業及

ビ經濟界ニ貢獻セシメンガ爲ニハ、辯護士

多クヲ申上ゲマセヌ、要ハ試補トシテノ修

習ノ本體デアル實務ト云フモノニ對シテ、當業

者ノ地位ヲ向上セシメ、類似業者ノ跋扈ニ

カラ開キマス

午後三時二分散會

昭和十四年三月二十二日印刷

昭和十四年三月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局